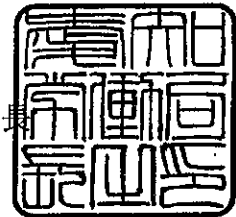


登録教習機関の登録事項変更の公示

下記の機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する労働安全衛生法第47条の2による届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号に基づき、下記のとおり公示する。

令和8年1月6日

愛知労働局長



- 1 名 称 キャタピラー教習所株式会社
- 2 所 在 地 神奈川県高座郡寒川町一之宮七丁目11番1号
- 3 代表者職氏名 代表取締役 矢山 秀樹
- 4 登 録 番 号 第 1 2 5 7 号
- 5 登 録 区 分 小型移動式クレーン運転技能講習



名 称	変 更 後	キャタピラー教習所株式会社
	変 更 前	キャタピラー教習所株式会社
所 在 地	変 更 後	神奈川県高座郡寒川町一之宮七丁目11番1号
	変 更 前	神奈川県高座郡寒川町一之宮七丁目11番1号
代表者職氏名	変 更 後	代表取締役 矢山 秀樹
	変 更 前	代表取締役 五十嵐 高太郎
事務所の名称	変 更 後	キャタピラー教習所株式会社 東海教習センター
	変 更 前	キャタピラー教習所株式会社 東海教習センター
事務所の所在地	変 更 後	愛知県豊橋市二川町字川田23-1
	変 更 前	愛知県豊橋市二川町字川田23-1